

公 告

契約担当官  
航空自衛隊幹部候補生学校  
会計課長 小島 弘行

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 入札に付する事項

品名(件名)	規格・単位・数量	履行場所	履行期間
定期健康診断 以下13件	仕様書のとおり	航空自衛隊経ヶ岬分屯基地 及び契約相手方指定場所	契約締結日～ 令和7年3月31日

2 入札方式 一般競争入札

3 入札日時場所 令和6年4月25日(木) 14:00～ 航空自衛隊奈良基地会計課入札室

4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
(2) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)で「役務の提供等」のA、B、C又はD等級を有する者で近畿地域の競争参加資格を有する者であること。  
(3) 幹部候補生学校契約担当官から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(4) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から、装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

5 落札決定方法 総額決定(単価契約)

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税事業者又は免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金：予算決算及び会計令第77条第1項第2号により免除  
契約保証金：予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除

7 入札の無効 (1) 4の競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書作成の有無  有  無

9 適用する契約条項 (1) 航空自衛隊標準契約条項 委託契約条項及び適用契約条項の関係条項  
(2) 特約条項 暴力団排除に関する特約条項(工事以外)及び個人情報等の安全保障等に関する特約条項

10 入札説明会の有無 有  無

11 その他 (1) 入札参加希望者は、入札開始前までに下記問い合わせ先に連絡すること。  
(2) 郵便入札とする。  
(3) 入札書は令和6年4月25日(木)14:00までに契約担当官に到着しない場合は無効とする。  
(4) 入札開始時までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。  
(5) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額を徴収する。  
(6) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

12 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 航空自衛隊 奈良基地(航空自衛隊 幹部候補生学校 会計課 契約班)  
〒630-8522 奈良県奈良市法華寺町1578番地  
電話 0742(33)3951 内線 229  
FAX 0742(33)5477(直通) 担当 山本(ヤマモト)  
奈良基地HP <https://www.mod.go.jp/asdf/nara/>

# 入 札 書

下記のとおり貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・標準契約条項等  
承知の上、下記のとおり入札致します。

令和6年4月25日

契約担当官  
航空自衛隊幹部候補生学校  
会計課長 小島 弘行 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

履 行 期 間	契約締結日～ 令和7年3月31日	履 行 場 所		航空自衛隊経ヶ岬分屯基地 及び契約相手方指定場所		
品 名 (件名)	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
定期健康診断	仕様書のとおり 胃がん検診	人	30			
定期健康診断	仕様書のとおり 結核検診	人	145			
定期健康診断	仕様書のとおり 心電図検査	人	84			
定期健康診断	仕様書のとおり 血算検査	人	84			
定期健康診断	仕様書のとおり 生化学検査	人	84			
定期健康診断	仕様書のとおり 血液型検査	人	30			
定期健康診断	仕様書のとおり 性病検診	人	20			
定期健康診断	仕様書のとおり 大腸がん検診	人	54			
定期健康診断	仕様書のとおり 肺がん検診	人	54			
定期健康診断	仕様書のとおり 尿検査	人	145			
定期健康診断	仕様書のとおり 血圧測定	人	145			
定期健康診断	仕様書のとおり 身体計測	人	145			
定期健康診断	仕様書のとおり 検診車派遣	台	2			
入 札 金 額	¥( )					

※入札金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

## 市価調査表

令和 年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊幹部候補生学校  
会計課長 小島 弘行 殿

履 行 期 間	契約締結日～ 令和7年3月31日	履 行 場 所		航空自衛隊経ヶ岬分屯基地 及び契約相手方指定場所		
品 名 (件名)	規 格	単 位	予定 数量	単 価	金 額	備 考
定期健康診断	仕様書のとおり 胃がん検診	人	30			
定期健康診断	仕様書のとおり 結核検診	人	145			
定期健康診断	仕様書のとおり 心電図検査	人	84			
定期健康診断	仕様書のとおり 血算検査	人	84			
定期健康診断	仕様書のとおり 生化学検査	人	84			
定期健康診断	仕様書のとおり 血液型検査	人	30			
定期健康診断	仕様書のとおり 性病検診	人	20			
定期健康診断	仕様書のとおり 大腸がん検診	人	54			
定期健康診断	仕様書のとおり 肺がん検診	人	54			
定期健康診断	仕様書のとおり 尿検査	人	145			
定期健康診断	仕様書のとおり 血圧測定	人	145			
定期健康診断	仕様書のとおり 身体計測	人	145			
定期健康診断	仕様書のとおり 検診車派遣	台	2			
市価金額	¥( )					

※市価金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

令和6年4月25日

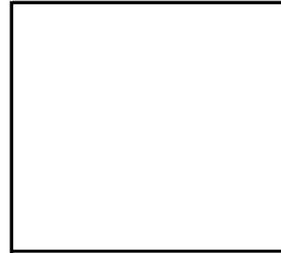
# 委任状

契約担当官  
航空自衛隊幹部候補生学校  
会計課長 小島 弘行 殿

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、次の行為を  
行う権限を委任します。

当社との関係 : \_\_\_\_\_

使用印鑑



委任事項 下記事項に対する、入札又は見積に関する一切の権限

- 品名(件名) : 定期健康診断 以下13件
- 履行場所 : 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地及び契約相手方指定場所
- 履行期間 : 契約締結日～令和7年3月31日

委任者住所

法人名

代表者

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	定期健康診断	35警LP S-XX99017	
		承認	令和 5年 4月 21日
		作成	令和 5年 3月 20日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部 隊等名	第35警戒隊		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地が委託する定期健康診断について規定する。

### 1.2 用語及び定義

#### 1.2.1 定期健康診断（集団）

定期健康診断（集団）とは、集団において受検する定期健康診断をいう。

#### 1.2.2 定期健康診断（個人）

定期健康診断（個人）とは、個人において受検する定期健康診断をいう。

### 1.3 履行場所

#### 1.3.1 定期健康診断（集団）

航空自衛隊経ヶ岬分屯基地内の体育館（京都府京丹後市丹後町袖志無番地）

#### 1.3.2 定期健康診断（個人）

京丹後市又は隣接市町村の契約相手方指定場所

### 1.4 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日

### 1.5 関連文書

定期健康診断に関わる関係諸法令並びに地方公共団体等の関係各条例及び規則類

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

#### 2.1.1 概要

契約相手方は、関連文書に基づき、別紙に示す定期健康診断を実施する。

#### 2.1.2 細部事項

##### 2.1.2.1 共通事項

- a) 実施計画，検査方法，結果判定基準，健康診断結果作成方法等の本業務実施に係る詳細事項において意思疎通を図るため，官側と契約相手方による事前打ち合わせを行う。

件 名	定期健康診断
-----	--------

- b) エックス線撮影後の読影，心電図及び血液検査の判定は医師が行う。
- c) 血液検査は，臨床検査技師が行う。
- d) 採血は，正看護師，准看護師又は臨床検査技師の資格を有する者が行う。
- e) 各検査に起因し，体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は，速やかに対処し，官側に報告する。
- f) 各検査結果判明後，緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受診者があった場合は，適宜の報告書及び当該異常所見に係る受検者の健康診断結果資料（様式随意）により速やかに監督官に報告する。
- g) 基地内における写真撮影は，役務契約に必要な範囲内とし，事前に監督官の許可を得る。また，撮影内容は，役務契約終了前に完全に消去し，保持しない。
- h) 役務に関連するデータは，ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等で取扱い，官側に提出後，完全に消去し，保持しない。

#### 2.1.2.2 定期健康診断（集団）

- a) 契約相手方は，監督官の指定する場所（契約相手方検診車含む。）で実施する。
- b) 契約相手方は，別紙の定期健康診を実施する。
- c) 定期健康診断の実施期限は10月末までとする。
- d) 契約相手方は，事前打ち合わせ後，定期健康診断における実施計画書（実施日，実施体制，履行場所の使用方法，検診車や検査器材の搬入方法，検査及び測定の手順等を記載する。）を作成し，事前に監督官に通知する。
- e) 契約相手方は，役務履行において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合は，官側より無料の支給を受ける。ただし使用量は必要最低限とし，実施計画書に使用目的，使用機種名等を記載する。
- f) 各検査を行うために必要な器材，医薬品，試薬及び消耗品等は，円滑に実施するに足りる数量を契約相手方が準備する。
- g) 体育館における区画は，別図を基準とし契約相手方が実施する。その際，区画要領については監督官と細部調整の上，実施する。
- h) 履行場所の設営に当たっては，受検者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立，カーテン等の設置など）をできる限り行うこととし，設営完了後は監督官の承認を受ける。
- i) 実施当日においては，契約相手方は監督官が準備した受検者名簿で受検者を確認し，各検査終了後，当日の実施状況（受検者・未受検者）を監督官に報告する。
- j) 契約相手方は，役務履行に必要な人員を派遣し適正に配置する。
- k) 契約相手方は，履行場所の現場責任者を選任し，役務履行中の安全衛生管理に留意し，事故が起こらないよう万全を期し，十分注意した上，役務履行に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を追う。

件 名	定期健康診断
-----	--------

- l) 健康診断実施時間中は、契約相手方において受付責任者及び案内係を配置し、受検者への案内、誘導等を行う。
- m) 役務履行に伴い発生する廃棄物は適正な手続きにより、契約相手方が処分し、その費用は契約相手方の負担とする。
- n) 契約相手方は、定期健康診断が終わり次第、その検査結果を書面（定型任意）問診票等、心電図表の写し（書面）及び胸部・胃部エックス線画像データ（DICM 規格）を併せて監督官に送付する。

#### 2.1.2.3 定期健康診断（個人）

- a) 履行場所は、別紙の全ての実施項目が実施出来る京丹後市又は隣接市町村の施設とする。なお、契約相手方は、受検者が履行場所の行き帰りに必要な交通費等の負担はしない。
- b) 実施日は、監督官との調整によるものとし、決定後、監督官が作成した定期健康診断依頼書（実施日、受検者名簿、実施項目等が記載されたもの）を定期健康診断（個人）実施日の1週間前までに受領する。
- c) 契約相手方は、定期健康診断が終わり次第、その検査結果を書面（定型任意）問診票等、心電図表の写し（書面）及び胸部・胃部エックス線画像データ（DICM 規格）を併せて監督官に送付する。

#### 3 監督・検査

- a) 本役務に関する事項において、官側との調整が必要な場合には、監督官と調整し実施するものとする。
- b) 定期健康診断（集団）については、2.1.2.2n)の結果を検査し、定期健康診断（個人）については、2.1.2.3c)の結果を検査し、その検査合格をもって役務完了とする。

#### 4 一般事項

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って役務を行うものとする。
- b) 本役務に際し、他に損害を与えた場合は契約相手方の責任により原状回復等する。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 許可なく本仕様書の複製、関係者以外への貸出を厳禁とし、契約履行後、速やかに契約担当官に返還するものとする。
- e) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。
- f) 役務に関し事故等が発生した場合は、速やかにその内容を官側に報告するものとする。
- g) 個人情報取り扱いについては以下による。
  - 1) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

件 名	定期健康診断
-----	--------

- 2) 契約相手方は、役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
  - 3) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
  - 4) 契約相手方は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- h) 基地内では、法令及び基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官の指示に従う。
- 1) 基地及び基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受けるものとする。
  - 2) 基地内において役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。

## 定期健康診断

件名	規格	単位	予定数量
胃がん検診	X線直接、間接及びデジタル撮影法	人	30
結核検診	X線直接、間接及びデジタル撮影法	人	145
心電図検査	1 2誘導	人	84
血算検査	WBC, RBC, HB, HT, PLT	人	84
生化学検査	AST, ALT, $\gamma$ -GTP, TG, HDL, LDL, GLU, UA, BUN, CRE	人	84
血液型検査	ABO 式、Rh (D) 因子	人	30
性病検診	梅毒検査 R P R 定性	人	20
大腸がん検診	便潜血ラテックス検査 (2 回法)	人	54
肺がん検診	喀痰細胞診	人	54
尿検査	糖、蛋白、潜血	人	145
血圧測定	自動血圧計又は手動血圧計による測定	人	145
身体計測	問診、身長、体重、BMI、腹囲、視力	人	145
検診車派遣	大型検診車 (X線撮影用)	台	2

※予定数量のうち、定期健康診断 (集団) は 85%、定期健康診断 (個人) は 15% を見込む。

体育館における区画（基準）

